

救急隊員のコンビニ等の利用について

柳井地区広域消防組合では、年間の救急出動件数が3,700件を超えるなど、救急需要の増加に伴い、連続する救急出動と長時間の活動機会も増え、救急隊員が食事や水分補給をとることが困難な状況が発生しています。

こうしたことから、救急隊員が連続出動や長時間、消防署に戻れない場合に、コンビニエンスストア、病院の売店、自動販売機等を利用して、食事や水分補給を行うなど、救急隊員の体調維持を図りながら救急出動に備えます。

なお、コンビニエンスストア等を利用中も、救急車内に1人以上待機して、いつでも現場へ出動できる体制を維持しますので、ご理解をお願いいたします。

<運用要件>

- 出動により長時間、食事や水分補給が出来ない場合
- 救急隊長が必要と判断した場合
- 原則、救急活動を終え、消防署に帰る途中とします
- コンビニエンスストア等を利用中に感染防止衣等は着用しません

<利用中の掲示>

コンビニエンスストア等を利用中であることがわかるように、ルームミラーにぶら下げて掲示します

<運用開始>

令和8年2月16日(月)

